

## 戸田市空き家への住み替え補助金交付要綱

平成31年3月29日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き家を有効活用し、子育て世帯等の定住を促進するため、戸田市空き家バンクに登録された空き家の登録者及び購入者に対し、戸田市空き家への住み替え補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する建築物（附属する工作物を含む。）であって居住その他の使用がなされていないもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 仲介手数料 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項に規定する宅地建物取引業者が受けることのできる報酬をいう。
- (3) 改修 居住の用に供する部分の機能又は性能を維持又は回復させるための修繕、補修、模様替え、更新、取替え等の工事で、内容は次の各号に掲げるものをいう。
  - ア 内装、屋根、外壁等の改修工事
  - イ 台所、浴室、便所、洗面所等の改修工事
  - ウ その他市長が適当と認めた改修工事
- (4) 除却 建物の解体、撤去及び処分並びに土地の整地のために行う工事をいう。
- (5) 子育て世帯 18歳未満の子（ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。なお出産予定であることが母子手帳等で確認でき、出生後に同居する予定の子供を含む。）がいる世帯をいう。
- (6) 親世帯 前号に規定する子の祖父又は祖母を含み構成される世帯をいう。
- (7) 三世代同居・近居 子育て世帯とその親世帯が同居し、又は市内の子育

て世帯とその親世帯が市内に居住することをいう。

(8) 市内・準市内業者 市内に本店を有する事業者又は支店、営業所その他営業活動の拠点を有する事業者をいう。

(補助対象空き家)

第3条 補助の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、戸田市空き家バンクに登録しているものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 登録促進事業 補助対象空き家の登録者（以下「空き家登録者」という。）が、当該空き家の売買契約の媒介を宅地建物取引業者に依頼の上で売買する事業をいう。

(2) 改修事業 補助対象空き家を購入後3年が経過する日の属する年度までに当該補助対象空き家を改修する事業のうち次の各号のいずれにも該当するものをいう。

ア 戸建住宅として自ら居住することを目的に改修するもの。

イ 第7条第1項の交付申請後速やかに当該工事を実施し、同一年度中に第12条の確定通知の交付が可能な工程と認められるもの。

ウ 昭和56年6月1日以降の建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐震基準（以下「新耐震基準」という。）を満たしていない場合には、当該改修工事に合わせて新耐震基準を満たすこととなるもの

(3) 除却事業 補助対象空き家を購入後3年が経過する日の属する年度までに当該補助対象空き家を除却する事業のうち次の各号のいずれにも該当するものをいう。

ア 戸建住宅に建て替え、自ら居住することを目的に除却するもの

イ 第7条第1項の交付申請後速やかに当該工事を実施し、同一年度中に第12条の規定による確定通知の交付が可能な工程と認められるもの。

(補助対象者)

第5条 補助対象事業の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる事業に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 登録促進事業 空き家登録者で、登録促進事業を行い、宅地建物取引業者に対し仲介手数料を支払ったもの

- (2) 改修事業 補助対象空き家の購入者で、改修事業を行い、この要綱による補助を受けた日から起算して5年以上自ら居住する意思があるもの
- (3) 除却事業 補助対象空き家の購入者で、除却事業を行い、この要綱による補助を受けた日から起算して5年以上自ら居住する意思があるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱による補助金を受けることができない。

- (1) 市税等の滞納がある者
- (2) 補助対象空き家の売却又は購入の相手先が3親等以内の親族である者
- (3) 戸田市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有している者
- (4) 個人事業者又は法人  
（補助対象経費等）

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額及び限度額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

- (1) 土地購入の費用
- (2) 契約、登記に要する費用並びに租税公課
- (3) 併用住宅における個人住宅部分以外の工事に係る費用
- (4) 増築工事の費用
- (5) 倉庫、車庫又は外構の工事に係る費用
- (6) 備品購入に係る費用
- (7) 災害等による保険給付金の対象となる工事に係る費用
- (8) 他の補助制度を利用する工事で、当該補助制度と重複計上となる費用
- (9) その他市長が不相当と認めた経費

3 同一補助対象者が受けることができる補助金の交付回数は、同一物件に対して1回を限度とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、戸田市空き家への住み替え補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる補助対象事業に応じ、当該各号に定める関係書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 登録促進事業 次に掲げる関係書類

ア 補助対象空き家の売却に係る売買契約書の写し

イ 仲介手数料の額を明示する領収書の写し

ウ 誓約書（第2号様式）

(2) 改修事業 次に掲げる関係書類

ア 土地・建物の全部事項証明書又は登記簿謄本の写し

イ 補助対象空き家の取得に係る売買契約書の写し

ウ 改修に係る実施設計書（工程表を含む。）及び見積書の写し

エ 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）

オ 工事着工前の写真（改修に係る部分）

カ 第4条第2号ウに該当する場合には、耐震改修工事の内容が分かる書類

キ 市税等完納証明書

ク 誓約書

ケ その他市長が必要と認めるもの

(3) 除却事業 次に掲げる関係書類

ア 土地・建物の全部事項証明書又は登記簿謄本の写し

イ 補助対象空き家の取得に係る売買契約書の写し

ウ 除却に係る実施設計書（工程表を含む。）及び見積書の写し

エ 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）

オ 工事着工前の写真（建物全景）

カ 市税等完納証明書

キ 誓約書

ク その他市長が必要と認めるもの

2 申請者が補助金限度額の加算を受けようとする場合は、前項に定める書類のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 子育て世帯 次に掲げる書類

ア 同居する世帯員全員の関係を証明できる戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本の写し

イ 母子健康手帳等、出産予定であることがわかる書類

ウ その他市長が必要と認めるもの

(2) 三世代同居・近居 次に掲げる書類

ア 同居又は近居する世帯員全員の関係を証明できる戸籍全部事項証明書  
又は戸籍謄本の写し

イ 同居又は近居する世帯員全員の住民票

ウ その他市長が必要と認めるもの

(3) 市内・準市内業者の施工 次に掲げる書類

ア 施行業者が市内・準市内業者であることが分かる書類

イ その他市長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは戸田市空き家への住み替え補助金交付決定通知書（第3号様式）により、交付しないことを決定したときは戸田市空き家への住み替え補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知する。

(改修事業又は除却事業の着手等)

第9条 改修事業又は除却事業（以下「改修・除却事業」という。）の着手は、前条に規定する交付決定通知書の受領後、速やかに行うとともに、誠実に実施しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第1項の規定による申請後、交付決定を受ける前であっても改修・除却事業に着手することができる。この場合において、前条に規定する審査の結果、この要綱に定める補助の要件を満たさない等により補助を受けることができないことがあることを承諾した上で、行わなければならない。

(変更承認申請等)

第10条 第8条に規定する交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、改修・除却事業を変更し、又は廃止する場合は、遅滞なく戸田市空き家への住み替え補助事業変更（廃止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、改修・除却事業の変更等を承認するときは、補助事業者に対し、戸田市空き家への住み替え補助事業変更（廃止）承認通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業等補助対象事業を完了したときは、戸田市

空き家への住み替え補助事業実績報告書（第7号様式。以下「報告書」という。）に、次の各号に掲げる補助対象事業に応じ、当該各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、登録促進事業については、第7条の規定による申請書の提出を報告書の提出とみなす。

(1) 改修事業 次に掲げる書類

ア 工事請負契約書の写し

イ 改修費用の領収書の写し

ウ 改修の施工中及び完了時の写真

エ 第4条第2号ウに該当する場合には、新耐震基準への適合を証明する書類

オ その他市長が必要と認めるもの

(2) 除却事業 次に掲げる書類

ア 工事請負契約書の写し

イ 除却費用の領収書の写し

ウ 除却中及び完了時の写真

エ その他市長が必要と認めるもの

2 補助事業者は、補助対象事業完了後30日又は年度ごとに市長が定める報告期限のいずれか早い期日までに報告書を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査等により、当該補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付する補助金等の額を確定し、戸田市空き家への住み替え補助金額確定通知書（第8号様式）により補助業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに戸田市空き家への住み替え補助金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助事業者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付

を受けたとき、交付の目的以外に使用したとき又はこの要綱の規定に基づく指示に違反したときは、戸田市空き家への住み替え補助金返還請求書（第10号様式）により、申請者に期限を定めて返還させるものとする。

（書類の整備等）

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入、支出等についての帳簿及び証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（財産処分の制限）

第16条 補助事業者は、補助事業等により取得した財産を、市長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用、売却、賃貸又は除却に供してはならない。ただし、補助対象事業が完了した翌日から起算して5年間を経過した場合には、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業者は、補助対象事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、戸田市空き家への住み替え補助事業に係る財産処分承認申請書（第11号様式）により市長に承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、財産処分を承認するときは、補助事業者に対し、戸田市空き家への住み替え補助事業に係る財産処分承認通知書（第12号様式）により通知するものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助金限度額	
			基準額	加算額
登録促進事業	宅地建物取引業者に対する仲介手数料	補助対象経費の全額	5万円	なし
改修事業	改修事業に要する経費	補助対象経費の1/2の額	40万円	(1) 子育て世帯の場合 10万円
除却事業	除却事業に要する経費	補助対象経費の1/2の額	30万円	(2) 三世帯同居・近居の場合 5万円 (3) 市内・準市内業者施工の場合 5万円
<p><b>【備考】</b></p> <p>1 補助金の額は、算出した金額に1,000円未満の端数がある場合これを切り捨てた額とする。</p> <p>2 市内・準市内事業者施工の場合以外の加算項目については、実績報告時にその要件を満たしていることとする。</p>				



第1号様式（第7条関係）

年 月 日

(宛先)  
戸田市長

住 所

申請者 氏 名 ㊞

電話番号

戸田市空き家への住み替え補助金交付申請書

戸田市空き家への住み替え補助金の交付を受けたいので、戸田市空き家への住み替え補助金の交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助金申請額			円
補助対象空き家の所在地	戸田市		
空き家バンク物件登録番号	第		号
現況用途	<input type="checkbox"/> 一戸建住宅 <input type="checkbox"/> 兼用住宅 <input type="checkbox"/> その他（                      ）		
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他（                      ）		
規模	地上	階建 /	延床面積：                      平方メートル
建築年月日	年	月	日（耐震基準： <input type="checkbox"/> 旧 <input type="checkbox"/> 新）
補助対象事業の区分	<input type="checkbox"/> 登録促進事業 <input type="checkbox"/> 改修事業 <input type="checkbox"/> 除却事業		
補助金限度額の加算項目	<input type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> 三世帯同居・近居 <input type="checkbox"/> 市内業者・準市内業者施工		
売買契約日	年	月	日
登録促進事業の場合	仲介手数料		円
改修事業・除却事業の場合	工事見積額		円
	工事予定期間	年	月 日～ 年 月 日

[補助金交付申請に必要な書類は、裏面をご確認ください。]

【補助金交付申請に必要な書類】

登録促進事業の場合		
添付書類	<input type="checkbox"/>	補助対象空き家の売却に係る売買契約書の写し
	<input type="checkbox"/>	仲介手数料の額を明示する領収書の写し
	<input type="checkbox"/>	誓約書（様式第2号）
改修事業・除却事業の場合		
添付書類	<input type="checkbox"/>	土地・建物の全部事項証明書又は登記簿謄本の写し
	<input type="checkbox"/>	補助対象空き家の取得に係る売買契約書の写し
	<input type="checkbox"/>	改修・除却に係る実施設計書及び見積書の写し
	<input type="checkbox"/>	付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）
	<input type="checkbox"/>	工事着工前の写真（改修に係る部分）
	<input type="checkbox"/>	【改修事業の場合のみ】耐震改修工事の内容が分かる書類 ※昭和56年6月1日以降の建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐震基準を満たしていない場合
	<input type="checkbox"/>	市税等完納証明書
	<input type="checkbox"/>	誓約書（様式第2号）
	<input type="checkbox"/>	その他（ ）

※補助金限度額の加算を受けようとする場合は、次の書類も添付してください。

子育て世帯の適用を受ける場合		
添付書類	<input type="checkbox"/>	同居する世帯員全員の関係を証明できる戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本の写し
	<input type="checkbox"/>	母子健康手帳等、出産予定であることがわかる書類
	<input type="checkbox"/>	その他（ ）
三世帯同居・近居の適用を受ける場合		
添付書類	<input type="checkbox"/>	同居又は近居する世帯員全員の関係を証明できる戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本の写し
	<input type="checkbox"/>	同居又は近居する世帯員全員の住民票
	<input type="checkbox"/>	その他（ ）
市内業者・準市内業者施工の適用を受ける場合		
添付書類	<input type="checkbox"/>	市内に本店を有する事業者又は支店、営業所その他営業活動の拠点を有する事業者であることが分かる書類
	<input type="checkbox"/>	その他（ ）

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

(宛先)  
戸田市長

住 所

誓約者 氏 名 ㊟

電話番号

誓 約 書

私は、戸田市空き家への住み替え補助金の交付を申請するにあたり、次の事項について誓約します。また、併せて世帯員について報告します。

補助対象事業の区分	<input type="checkbox"/> 登録促進事業	<input type="checkbox"/> 改修事業	<input type="checkbox"/> 除却事業
-----------	---------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

○誓約事項

**共通事項**

- (1) 市税等の滞納がないこと。
- (2) 補助対象空き家の売却又は購入の相手方が3親等内の親族ではないこと。
- (3) 戸田市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (4) 個人事業主又は法人ではないこと。

**改修事業に係る事項**

補助対象空き家を、戸建住宅として5年以上自ら居住することを目的に取得するもので、購入後3年が経過する日の属する年度までに改修すること。

**除却事業に係る事項**

補助対象空き家を、戸建住宅に建て替え、5年以上自ら居住することを目的に除却するもので、購入後3年が経過する日の属する年度までに除却すること。

第3号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

戸 田 市 長

印

戸田市空き家への住み替え補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった戸田市空き家への住み替え補助金の交付について、次のとおり決定したので、戸田市空き家への住み替え補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1 補助金交付決定額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金交付時期

補助対象事業が完了し、補助金の額が確定した後に交付する。

3 補助金対象事業

\_\_\_\_\_

第4号様式（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

戸 田 市 長

印

戸田市空き家への住み替え補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった戸田市空き家への住み替え補助金の交付について、次の理由により交付しないことに決定したので、戸田市空き家への住み替え補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1 補助金不交付の理由

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

(宛先)  
戸田市長

住 所

申請者 氏 名 ㊟

電話番号

戸田市空き家への住み替え補助事業変更（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の  
決定を受けた事業について、次のとおり変更（廃止）したいので、戸田市空き家への  
住み替え補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

補助対象空き家の所在地	戸田市
補助対象事業の区分	<input type="checkbox"/> 改修事業 <input type="checkbox"/> 除却事業
変更（廃止） の概要	
変更（廃止） の理由	
変更後の工事見積額	円
変更後の工事予定期間	年 月 日～ 年 月 日
添 付 書 類	

第6号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

戸 田 市 長

印

戸田市空き家への住み替え補助事業変更（廃止）承認通知書

年 月 日付で申請のあった戸田市空き家への住み替え補助事業変更（廃止）については、次のとおり承認したので、戸田市空き家への住み替え補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

変更（廃止）内容

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

(宛先)  
戸田市長

住 所

報告者 氏 名 ㊟

電話番号

戸田市空き家への住み替え補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の  
決定を受けた事業が完了しましたので、戸田市空き家への住み替え補助金交付要綱第  
11条の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

補助対象空き家の所在地	戸田市
補助対象事業の区分	<input type="checkbox"/> 改修事業 <input type="checkbox"/> 除却事業
補助金交付額	金 円
補助対象工事費用	金 円
補助対象工事実施期間	年 月 日～ 年 月 日
添付書類	(1) 工事請負契約書の写し (2) 改修費用又は除却費用の領収書の写し (3) 【改修事業】改修の施工中及び完了時の写真 【除却事業】除却中及び完了時の写真 (4) 【改修事業で耐震改修工事を行った場合】 新耐震基準への適合を証明する書類 (5) その他 ( )



第8号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

戸 田 市 長

印

戸田市空き家への住み替え補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった戸田市空き家への住み替え補助事業については、次のとおり交付額を確定したので、戸田市空き家への住み替え補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

補助金交付確定額

金 \_\_\_\_\_ 円

第9号様式（第13条関係）

年 月 日

(宛先)  
戸田市長

住 所

請求者 氏 名 ㊟

電話番号

戸田市空き家への住み替え補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定通知のあった戸田市空き家への住み替え補助金について、戸田市空き家への住み替え補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、次のとおり交付を請求します。

1 交付請求金額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先金融機関

上記金額を次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本店 支店
預金種別	普通預金 当座預金	(該当するもの○で囲む)
口座番号		
フリガナ		
名義人氏名		

第10号様式（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

戸 田 市 長 印

戸田市空き家への住み替え補助金返還請求書

戸田市空き家への住み替え補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり返還を請求します。

返 還 す べ き 金 額	金 円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 方 法	別紙戸田市返納通知書による
補助金交付決定通知 通知日及び番号	年 月 日 第 号
補助金額確定通知 通知日及び番号	年 月 日 第 号
補助金交付確定額	金 円
補助金既交付額	年 月 日 交付 金 円
返 還 事 由	

第11号様式（第16条関係）

年 月 日

(宛先)  
戸田市長

住 所

申請者 氏 名 ㊟

電話番号

戸田市空き家への住み替え補助事業に係る財産処分承認申請書

戸田市空き家への住み替え補助金により取得した財産を、次のとおり処分したいので、  
戸田市空き家への住み替え補助金交付要綱第16条第2項の規定により申請します。

補助金交付決定通知 通知日及び番号	年 月 日 第 号
補助金額確定通知 通知日及び番号	年 月 日 第 号
財産処分の方法	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> その他
	「その他」については具体的に
財産処分の時期	年 月 日 から ( 年 月 日 まで)
財産処分の理由	

第12号様式（第16条関係）

第 号

年 月 日

申請者

様

戸田市長 印

戸田市空き家への住み替え補助事業に係る財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった戸田市空き家への住み替え補助事業に係る財産処分申請については、次のとおり承認したので、戸田市空き家への住み替え補助金交付要綱第16条第3項の規定により通知します。

財産処分の内容